

久留米市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの職員数・平均給与・平均年齢等

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
全体	47.0歳	246人	376,254円	433,267円
清掃職員	46.8歳	95人	376,520円	452,513円
学校給食員	47.6歳	84人	380,264円	405,153円
用務員	54.7歳	5人	389,420円	415,366円
自動車運転手	*歳	2人	*円	*円
その他	45.8歳	60人	367,932円	438,579円

平均給料月額とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当などの諸手当の全てを合計したものです。

対象となる職員数が2名以下の場合、個人の特定を避けるため、平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の欄をアスタリスク(\*)としています。

(2) 職種ごとの年齢別職員数(平成19年4月1日現在)

[単位:人]

区 分	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	合計
	~ 27歳	~ 31歳	~ 35歳	~ 39歳	~ 43歳	~ 47歳	~ 51歳	~ 55歳	~ 59歳	
全体	1	9	14	16	30	57	41	60	18	246
清掃職員		3	9	8	10	21	10	24	10	95
学校給食員	1	1		3	12	25	20	20	2	84
用務員						1		1	3	5
自動車運転手							1	1		2
その他		5	5	5	8	10	10	14	3	60

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表・昇給基準

給料表については、技能労務職給料表(行政職給料表の4級までと同じ)を採用しています。昇給日は毎年1月1日となっており、勤務成績に応じ4号(55歳を超える職員にあっては2号)を標準として昇給させています。

イ 手当

手当には、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当があり、各々該当する手当を支給しています。

## 2 基本的な考え方

久留米市新行政改革行動計画では、効果的・効率的な行政体制の構築を主要項目の1つと位置づけ、環境変化に的確かつ迅速に対応できる組織運営の仕組みを構築するとともに、定員管理の徹底と給与制度等の見直しを進めることとしています。

技能労務職員の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、国・県等の動向を見ながら、適正な給与制度の構築・運営を図ります。

## 3 具体的な取り組み内容

平成18年度は、国の給与構造改革に準じ、給料表について職務・職責に応じた構造へ転換するとともに、その水準を平均4.8%引き下げました。また、特殊勤務手当については、施設や作業環境の整備等により業務の特殊性が薄れているものなど、本来の趣旨と合致しないものについて、廃止するなどの見直しを行いました。

平成19年度は、標準4号給のところを1号抑制し、3号給とする昇給抑制を実施し、給料支給額の削減に取り組みました。地域手当については、民間の賃金水準を基礎として考える本来の趣旨に立ち返り、経過措置を設けて、廃止することとしました。

平成20年度以降も、国・県等の動向を見ながら、給与制度の適正化に努めていきます。また、技能労務職員の給与のあり方については、今後の見直し状況に応じて、引き続き協議を進め、その取り組み内容が決まり次第、実施していきます。

## 4 その他

久留米市では第6次定員管理計画を策定し、徹底した事務事業の見直しなどの取り組みにより、平成17年4月1日の全職員数を基準として、5年間で110名純減することを目標に掲げています。

技能労務職については、これまでも施設管理業務や学校校務員業務、保育園業務など計画的な見直しを進めており、平成20年度は学校給食調理業務や可燃ゴミ収集業務の民間委託などにより、大幅な削減が見込まれています。平成21年度以降も技能労務職の職員数については、この定員管理計画に基づき、業務の民間委託、事務事業の見直しを着実に進めるとともに、能力実績を評価したうえでの行政職員への配置換えなどにも取り組み、全体的な要員の削減に努めます。